

投薬についてのお知らせ

当院では、患者様の状態に応じ、

- ・ 28日以上長期処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

のいずれも対応可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、患者様の病状に応じて担当医が判断いたします。

また、麻薬、向精神薬、湿布薬、新薬のリフィル処方はできません。

【参考】

保険医療機関及び保険医療療養担当規則（厚生労働省令）

第20条第2号 投薬

ハ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに1回14日分、30日分又は90日分を限度とする。

提示期間	期限なし
作成元	外来医事課
承認	2026年6月

 社会医療法人
新潟勤労者医療協会 **下越病院**
病院長